

準が想定している一般的な構造方法とは異なる特殊な構造方法を用いるものである。第二号は、第3節から第7節までに規定されている各種構造に該当しないような特殊な構造方法を用いるものをその対象としている。

- 5 現在までに本条に基づき特殊な構造方法として規定された技術基準の一覧を表3.10-1に示す。それぞれの告示には当該構造の特徴等を反映した構造計算が別途規定されている場合があり、これを構造計算の欄に○印として示した。

10 これらの構造による建築物等の設計に当たっては、日本建築学会や関連する諸団体が作成する設計規準・指針類を参考とすることができる。また、旧法第38条の規定の適用を受けて大臣認定が行われていた構造については、その適用範囲等とあわせて、大臣認定の際の技術資料も活用することができる。

表3.10-1 特殊な構造方法に関する技術基準

構造方法等の名称		構造計算 (8.5節参照)
プレストレストコンクリート造	昭58建告第1320号	○
免震建築物	平12建告第2009号	○
壁式ラーメン鉄筋コンクリート造	平13国交告第1025号	○
壁式鉄筋コンクリート造	平13国交告第1026号	—
枠組壁工法又は木質プレハブ工法	平13国交告第1540号	○
薄板軽量形鋼造	平13国交告第1641号	○
デッキプレート版	平14国交告第326号	—
アルミニウム合金造	平14国交告第410号	—
丸太組構法	平14国交告第411号	—
システムトラス	平14国交告第463号	—
コンクリート充填鋼管造	平14国交告第464号	—
特定畜舎等	平14国交告第474号	○
膜構造	平14国交告第666号	○
テント倉庫	平14国交告第667号	○
鉄筋コンクリート組積造	平15国交告第463号	○
軽量気泡コンクリートパネル	平19国交告第599号	—
CLT パネル工法	平28国交告第611号	○

- 15 (2) これらの特殊な構造方法を用いる建築物についても、木造、鉄骨造その他の一般的な建築物と同様に、規模や仕様規定の関係で保有水平耐力計算、限界耐力計算又は許容応力度等計算（これらと同等以上の計算を含む）を行う場合にあっては法第6条第5項等で定めるところに従い構造計算適合性判定を受けるものとしなければならない。
- (3) 上記のほか、令第36条第2項第一号において、令第80条の2各号を根拠として定められた告示についても、保有水平耐力計算（又はこれと同等以上の計算）を行えば、大臣が指定する一部の仕様規定の適用を除外できると規定されている。この際には、既存の指針類の適用範囲確認の上、